

ナザレ園訪問介護事業所水戸重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(水戸市指定 第 0870107026 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の体制	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. サービスの利用に関する留意事項	6
6. 事故発生時の対応	7
7. 第三者による評価の実施状況	8
8. 苦情の受付について	8
9. 個人情報の取り扱い	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 ナザレ園
- (2) 法人所在地 茨城県那珂市中里 361 番地 2
- (3) 電話番号 0 2 9 - 2 9 6 - 0 3 1 6
- (4) 代表者氏名 理事長 菊池 義
- (5) 設立年月日 昭和 2 4 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・令和 5 年 1 2 月 1 日指定
水戸市 0870107026 号
- (2) 事業所の名称 ナザレ園訪問介護事業所水戸
- (3) 事業所の所在地 茨城県水戸市石川一丁目 3 8 2 9 - 3
- (4) 電話番号 0 2 9 - 3 0 6 - 6 0 8 1
- (5) 在宅サービス総括所長 渋谷 節子
- (6) 事業所長（管理者）氏名 篠田 典子
- (7) 事業所の目的 ナザレ園訪問介護事業所水戸は、介護保険法に基づき、要介護状態にある高齢者等に対し、適切な指定訪問介護サービスを提供することを目的とします。
- (8) 当事業所の運営方針 ナザレ園訪問介護事業所水戸は、要介護者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (9) 開設年月 令和 5 年 1 2 月 1 日
- (10) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
[定期巡回・随時対応型訪問介護看護]
- (11) 通常の事業の実施地域 水戸市・那珂市・ひたちなか市・城里町
- (12) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
受付時間	7：00～20：00
サービス提供時間帯	7：00～20：00

3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤
1.事業所長（管理者）	1人（兼）	
2.サービス提供責任者	1人	
3.訪問介護員	2.5名以上	

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条、第9条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割又は8割、7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

①身体介護

○入浴介助

…入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

②生活援助

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

<初回加算・緊急時訪問介護加算・処遇改善加算等料金>

☆ 初回加算とは、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合又は同行した場合。

☆ 緊急時加算とは、利用者やその家族等の要請を受け、24時間以内に、ケアマネジャーとの連携を図り、必要と認められたときにサービス提供責任者又は他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

初回加算	200 単位 (1 単位 10.70 円)
緊急時訪問介護加算	100 単位 (1 単位 10.70 円)
特定事業所加算 (Ⅱ)	所定単位数×利用回数に 10%を乗じた単位数
訪問介護処遇改善加算 I	所定単位数×利用回数に 24.5%を乗じた単位数

<利用単位表>

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前 8 時から午後 6 時)での単位は次の通りです。
(地域区分 5 級地)

身体介護	サービス時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上
	単位 (1 単位 10.70 円)	179 単位/回	268 単位/回	426 単位/回	567 単位 / 回 (30 分増す毎に +82 単位)
生活援助	サービス時間	20 分～45 分未満		45 分以上	
	単位 (1 単位 10.70 円)	197 単位/回		242 単位/回	

(特定事業所加算Ⅱを算定しています)

※利用者負担額は算定金額の 1 割・2 割・3 割など利用者負担割合証(収入)により異なる。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき、決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯(午前 8 時から午後 6 時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後 6 時から午後 10 時まで): 25%
- ・早朝(午前 6 時から 8 時まで): 25%
- ・深夜(午後 10 時から午前 6 時まで): 50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重の重い方に対するサービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第9条)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

※別途、自費サービスも実施しております。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

身体介護	20分未満	20分～30分未満	30分～1時間未満	1時間以上
	179単位	268単位	426単位	567単位(30分増す毎に+82単位)
生活援助	20分～45分未満	45分以上		
	197単位	242単位		

(特定事業所加算Ⅱを算定しています)

※地域区分5級地 1単位10.70円・訪問介護処遇改善加算Ⅰ24.5%、特定事業所加算(Ⅱ)10.0%にて算定いたします。

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで): 25%
- ・早朝(午前6時から8時まで): 25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで): 50%

② その他のサービス

○行政手続きの代行

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

(3) 交通費（契約書第9条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費 1Km30 円をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月末日までお支払いください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)お支払い方法は、ご契約者の指定する口座からの引き落としをお願いしております。難しい場合は以下の方法によることも可能です。

ア. サービス提供者による集金

イ. 窓口での現金支払い

ウ. 下記口座への振り込み

常陽銀行 瓜連支店 普通預金 1339215

社会福祉法人ナザレ園 訪問介護事業所水戸 理事長 菊池義

(5) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「4. 当事業所が提供するサービス（3頁）」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第11条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第15条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為又は医療補助行為

②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受

③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

6. 事故発生時の対応

①利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

②前号の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録するものとする。

③利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

7. 緊急時の対応・連絡

サービスの提供時に利用者の急変が生じた場合、事前の打ち合わせにより速やかに主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所等へ連絡するなどの処置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

緊急時の ご連絡先	氏名	
	連絡先	
医療機関等	主治医氏名	
	連絡先	

8. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2 なし		

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 篠田 典子
- 受付時間 月曜日～金曜日
- 電話番号 029-306-6081

(2) 行政機関その他苦情受付機関

水戸市役所 福祉部介護保険課	所在地 水戸市中央1丁目4番1号水戸市役所1階 電話番号 029(232)9177 FAX 029(232)9230
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地 茨城県水戸市笠原町978-26茨城県市町村会館 3階 電話番号 029(301)1565 FAX 029(301)1579 受付時間 9:00～17:00
茨城県社会福祉協議会 茨城県運営適正化委員会	所在地 茨城県水戸市千波町1918 電話番号 029(305)7193 受付時間 9:00～17:00

10. 個人情報の取り扱い

当事業所は、事業目的を達成するため、必要な範囲内で、契約者及び家族等の個人情報を適法かつ公正な手段で収集します。

なお、当事業所における個人情報の利用目的は以下のとおりです。

- ① 利用者に対する適切な訪問介護サービスのため
- ② 介護給付費請求などの介護保険事務のため

_____年 _____月 _____日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ナザレ園訪問介護事業所水戸

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

住 所 _____

氏名 _____ 印

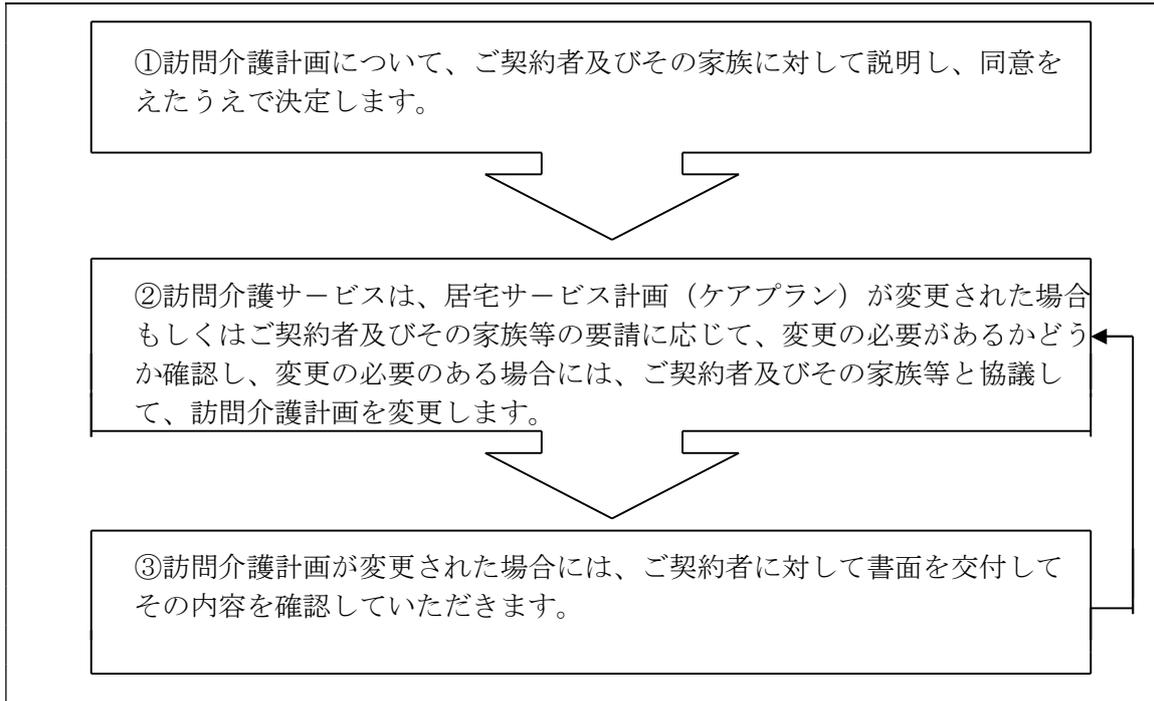
代理人住所 _____

氏名 _____ 印

<重要事項説明書付属文書>

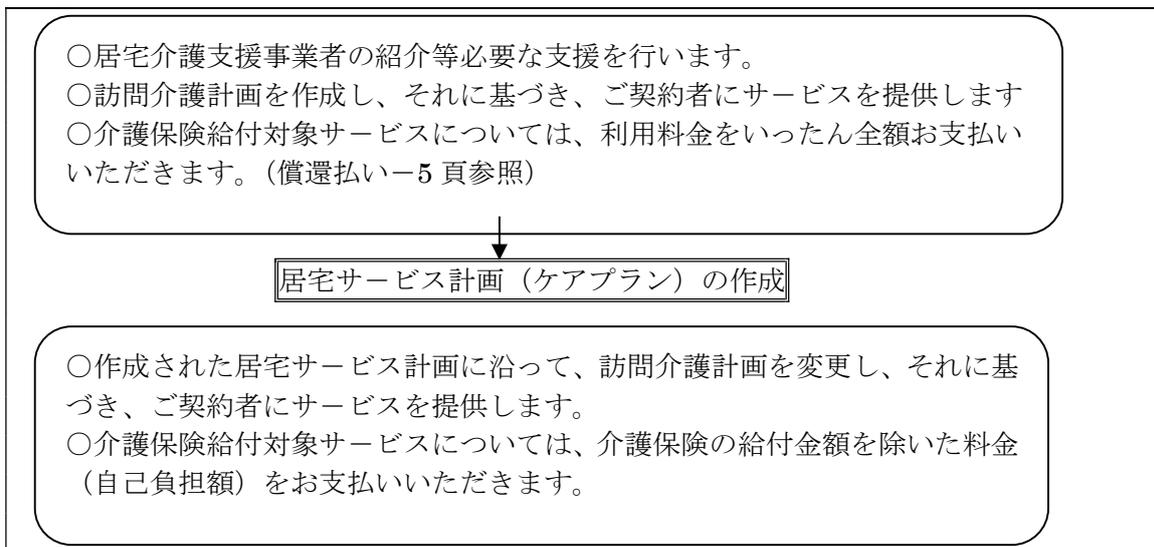
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対するサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

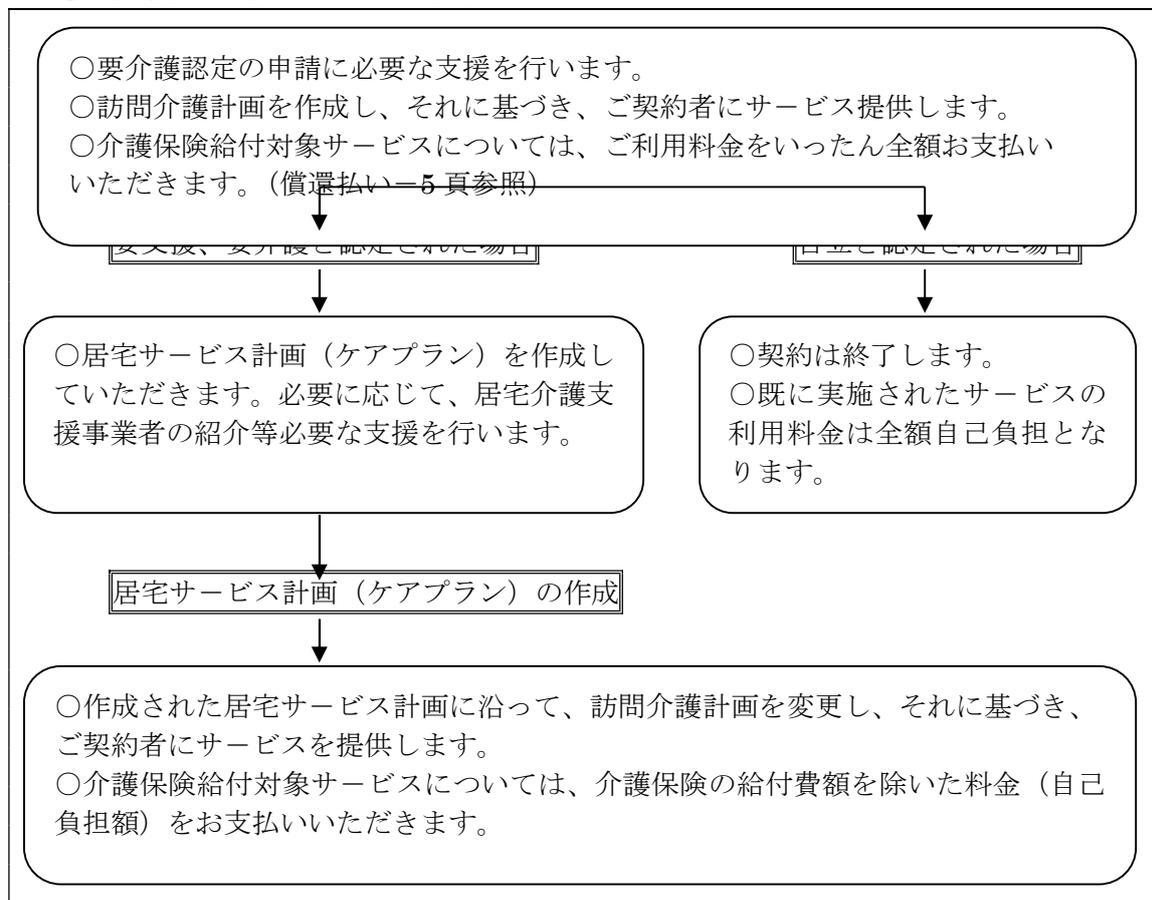


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第13条、第14条）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務) ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 損害賠償について（契約書第18条、第19条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間ですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6か月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第21条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第22条、第23条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第24条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合